

インベナジー・ジャパン合同会社「（仮称）大滝風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する通知について

平成29年7月14日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書きの規定に基づき、平成29年1月19日付けで届出のあった「（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、インベナジー・ジャパン合同会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

環境影響評価方法書の届出日から平成29年8月31日

2. 期間を延長する理由

北海道の知事意見が電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める期間内に提出されないため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成29年1月19日
住民意見の概要等受理	平成29年5月15日
経済産業大臣勧告期限	平成29年7月15日
北海道知事の意見期限	平成29年8月15日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井、岡田
電話03-3501-1742（直通）